

令和 7 年 3 月 19 日

厚生労働省発雇均0312第11号

令和 7 年 3 月 1 2 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政  
令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の  
意見を求める。

# 記

令和7年度に係る中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退  
職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1  
項第3号ロ（1）の支給率を0とすること。

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

|             | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度<br>〔見込み〕 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 収 入         | 6,771 | 4,640 | 4,397 | 6,694 | 4,500          |
| 掛金収入等       | 4,122 | 4,169 | 4,230 | 4,247 | 4,279          |
| 運用収入等       | 2,592 | 414   | 108   | 2,392 | 160            |
| その他         | 57    | 57    | 58    | 55    | 60             |
| 支 出         | 5,196 | 4,685 | 5,194 | 4,837 | 5,241          |
| 退職金支出等      | 3,771 | 3,747 | 3,841 | 4,055 | 4,202          |
| 責任準備金等の増    | 1,363 | 850   | 819   | 665   | 533            |
| 運用費用等       | 4     | 4     | 468   | 4     | 360            |
| その他         | 58    | 84    | 65    | 114   | 146            |
| 当期損益金       | 1,575 | △ 45  | △ 797 | 1,856 | △ 741          |
| 累積剰余金/累積欠損金 | 5,317 | 5,272 | 4,475 | 6,331 | 5,590          |

(注) 令和６年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

## 令和6年度収支の見込みの算定について

### 1. 掛金収入、退職金支出等

令和6年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～令和7年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

### 2. 責任準備金額

1の推計結果から令和7年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

### 3. 運用収入

#### (1) 自家運用

令和6年12月末時点で保有している資産及び令和7年1月～3月に購入予定の資産について、令和7年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

#### (2) 委託運用

令和7年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

3月の収益率：収益率をゼロとした。

# 剰余金の積立て及び付加退職金支給ルール

- 各年度の前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円に対する不足額（累積剰余金が5,400億円を超過している場合は0とする）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の前年度の利益金の半額を各年度の付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。また、付加退職金に充てる額の上限を「前々年度の決算における累積剰余金の額×0.01」とする（0.01は予定運用利回り）。

## ◆ 単年度目標額の計算式

$$\text{各年度の単年度目標額} = \frac{5,400\text{億円} - \text{前々年度剰余金}}{2027\text{年度} - \text{前年度} \text{ (2027年度までの残存年数)}}$$

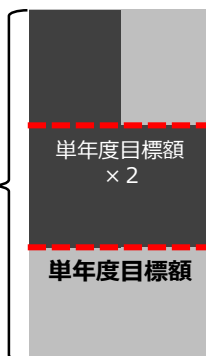
※分子がマイナスの場合はゼロ

## ◆ 前年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる

- ◆ ただし、単年度目標額は優先して剰余の積立てに充て、付加退職金に充てる額の上限は剰余金×0.01とする

… 付加退職金に充てる部分  
 … 剰余の積立てに充てる部分

前年度利益見込額



累積剰余金の実績、単年度目標額及び上限額について

